

## 英領バージン諸島会社の年間維持のマニュアル

特に明記しない限り、本見積書で紹介される英領バージン諸島会社とは、2004年 BVI 事業会社法 (the BVI Business Companies Act 2004) に基づき英領バージン諸島において設立される事業会社を指します。当該会社は、オフショア会社、国際商業会社及び免税会社とも呼ばれています。

会社設立後の翌年から、全ての英領バージン諸島会社 (BVI) は毎年、会社登録を維持して設立代理人及び登録住所サービスを更新するために、指定される金額を英領バージン諸島会社登記所及び設立代理人に納付する必要があります。上記の事項は通常、年次検査又は年間維持と呼ばれています。登録資本が 50,000 株である会社は年間維持費用が 950 米ドルであり、50,000 株超の会社は年間維持費用が 1,850 米ドルです。

年間維持費用の納付期限は会社の設立日によります。会社が上半期に設立された場合には納付期限は 5 月 31 日です。会社が下半期に設立された場合には納付期限は 11 月 30 日です。

会社は期限内に年間維持費用を納付しなかった場合、罰金ないし登録抹消に処します。

上記の基本的な年間維持要件に加えて、英領バージン諸島会社は「経済的実態 (会社及びリミテッドパートナーシップ) 法」に従って事業の関連情報を毎年申告・提出する必要があります。経済的実態の報告は通常、年間維持と同時にを行います。

本見積書はあくまでも参考であり、実際の費用は当事務所が最終的に提供される見積りとなります。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
セシルストリート138号  
セシルコート13階1302室  
郵便番号: 069538  
T: +65 6438 0116

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
米国ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
英国グレーター・ロンドンブロムリー  
フィールドパーク1号3階319室  
郵便番号: BR1 1LU  
T: +44 20 8176 3860

## 1. 英領バージン諸島会社の年間維持

### 1.1 基本的な年間維持

会社設立後、全ての英領バージン諸島会社は翌年から毎年、年間維持費用を支払う必要があります。年間維持費用には、1年度の政府ライセンス費用、設立代理人サービス費用及び登録住所の費用が含まれています。年間維持費用は会社の登録資本(金額でなく株式数)によります。

#### (1) 登録資本が 50,000 株以下である会社

登録資本が 50,000 株以下である会社は、設立後の翌年から年間維持費用が 950 米ドルです。

#### (2) 登録資本が 50,000 株超である会社

登録資本が 50,000 株超である会社は、設立後の翌年から年間維持費用が 1,850 米ドルです。

年間維持費用の納付期限は会社の設立日によります。会社が上半期に設立された場合には納付期限は 5 月 31 日です。会社が下半期に設立された場合には納付期限は 11 月 30 日です。期限後に納付した場合、罰金又は会社の登録抹消に処します。

当事務所は毎年設立記念日前の 2 ヶ月に(即ち毎年 3 月 1 日及び 10 月 1 日)翌年度の年間維持費用の支払通知書をクライアント様に発行します。通知が届かない場合は、当事務所にお問い合わせください。

### 1.2 経済的実態の報告(economic substance reporting)

英領バージン諸島の「経済的実態(会社及びリミテッドパートナーシップ)法」(The BVI Economic Substance (Companies and Limited Partnerships) Act)により、法人は事業の関連情報を毎年申告・提出する必要があります。会社は、指定された事業を営んでいる場合、利益の移転を防ぐために英領バージン諸島にある程度の経済的実態を確立する必要があります。

当事務所は情報の収集・アップロード・提出のサービス費用が年間 500 米ドルであり、当該費用を基本的な年間維持を行う際に一緒に請求します。

詳細について、2018 年の「経済的実態(会社及びリミテッドパートナーシップ)法」(英字)をご参照ください。

### 1.3 財務記録の保存

英領バージン諸島事業会社法により、全ての英領バージン諸島会社は財務記録及び基本文書を保存しなければなりません。当該書類は世界各地でも保存できますが、保存の場所及びその責任者の情報は会社の設立代理人に提供する必要があります。当該書類は、関連する取引日から5年間以上保存しなければなりません。

財務記録は会社の取引を説明できる全ての書類であり、請求書、銀行取引明細書、契約書及びその他の会計上重要な文書などを含みます。

当事務所はクライアント様の BVI 会社が当該要件に当該することを支援し、全ての書類を当事務所の安全なサーバーに保存し、要求に応じて会計記録を準備することができます。

### 1.4 財務諸表監査

英領バージン諸島の法律は会社が年次財務諸表を監査するために監査人を雇うことを要求していません。但し、クライアント様は何らかの理由で英領バージン諸島会社の監査済み財務諸表が必要である場合、啓源は香港で登録されている会計事務所として監査サービスを提供できます。当該サービス費用は別途相談となります。

## 2. 年間維持費用の納付期限

### 2.1 上半期に設立された会社

クライアント様の英領バージン諸島会社が上半期(1月1日～6月30日)で設立された場合、年間維持費用の納付期限は毎年(設立する年を除く)の5月31日です。上記の期限内に年間維持費用を納付しなかった場合、下表のように罰金又は会社の登録抹消に処します。

| 年間維持費用の支払日  | 罰則               |
|-------------|------------------|
| 6月1日～7月31日  | 年間維持費用 10%相当額の罰金 |
| 8月1日～10月31日 | 年間維持費用 50%相当額の罰金 |
| 11月1日以降     | 登録抹消             |

### 2.2 下半期に設立された会社

クライアント様の英領バージン諸島会社が下半期(7月1日～12月31日)で設立された場合、年間維持費用の納付期限は毎年(設立する年を除く)の11月30日です。上記の期限内に年間維持費用を納付しなかった場合、下表のように罰金又は会社の登録抹消に処します。

| 年間維持費用の支払日    | 罰則               |
|---------------|------------------|
| 12月1日～翌年1月31日 | 年間維持費用 10%相当額の罰金 |
| 翌年2月1日～4月30日  | 年間維持費用 50%相当額の罰金 |
| 翌年5月1日以降      | 登録抹消             |

### 3. 年間維持の通知

当事務所は毎年3月に電子メールにて年間維持事項を上半期に設立された会社へ通知し、クライアント様は5月15日までに年間維持費用を支払う必要があります。当事務所は毎年9月に電子メールにて年間維持事項を下半期に設立された会社へ通知し、クライアント様は10月15日までに年間維持費用を支払う必要があります。

クライアント様は4月30日(上半期に設立された会社)又は9月30日(下半期に設立された会社)までに通知が届かない場合は、当事務所にお問い合わせください。

クライアント様の電子メールアドレスが変更された場合、クライアント様は14日以内に当事務所に通知してください。クライアント様の電子メールアドレスが変更され、クライアント様が当事務所に通知しなかったことにより、当事務所の年間維持に関するメールが送信できない場合、当事務所はその結果(罰金又は登録抹消)に対して一切の責任を負いません。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)